

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去系熱交換器（B）用ベント弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
2	4号機	プロセス放射線モニタ系排ガス減衰管入口用モニタ装置（B）の点検において、デジタル表示部に表示不良が認められたため、当該モニタ装置を修理	D	
3	4号機	原子炉建屋3階の原子炉再循環系ポンプ点検用臨時エリアの天井裏部におけるケーブル敷設作業中、協力企業の作業員が梁上で足を踏み外し、天井パネル（石膏製）を踏み抜いたため、当該部を修理及び対応検討	C	
4	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器用冷凍機（B）の圧縮機入口圧カスイッチの点検において、低圧側接点の復帰値に管理値外れが認められたため、当該スイッチ及び圧力計を点検・調整	D	
5	5号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、挿入に要する時間に判定基準値外れの制御棒（1本）が認められたため、調整後、再検査	D	
6	5号機	主復水器（C）の水室（C-1）チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（14本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
7	5号機	タービン建屋弁グラウンド部漏洩処理系の排ガス復水器水室用安全弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）用油冷却器（A1/A2）の冷却水側ベント弁（2台）及びドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）の出口ストレーナ指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・調整	D	
10	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）駆動用電動機の冷却水ストレーナ用差圧計の低圧側入口弁接続部より海水のリーク（20秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク（A、B）のレベル計収納用マンホールフランジ部の塗装作業において、マンホールの内部に腐食が認められたため、当該部を補修塗装及び止水処理	D	
12	集中環境施設	補機冷却海水系ストレーナ（C）と伝熱管保護装置（C）との間のフランジ取付部より海水のリーク（約50リットル）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	その他	水温連続調査のため発電所前面海域に設置している水温計の定期点検において、水温計係留用ブイに取付けられていた赤白旗（1枚）が外れ流失していることが認められたため、赤白旗（予備品）を取付	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで